

# 資源・ごみの収集日

I地区

収集日の朝8時までに出してください  
収集日以外は絶対に出さないでください

資源	プラスチック製容器包装  <small>このマークが目印です</small>	水曜日
	飲料缶・ガラスびん・ペットボトル	第2・4火曜日
	古紙、古着、牛乳パック類	第1・3火曜日
	金属類（小型家電、電池類、 発火性危険物を含む）	第2土曜日
燃やせるごみ		月・木曜日
燃やせないごみ		第1・3水曜日
粗大ごみ		清掃事業所 TEL84-3211

## 春日井市内全域 資源持ち去り禁止

- ごみステーションに出された古紙・缶・金属類・プラスチック製容器包装などの資源物は、市が回収するものです。
- これらを持ち去る行為は、条例で禁止されています。違反した場合は、20万円以下の罰金に処される場合があります。

# 春日井市